

耐震ローン

平成30年 7月25日現在

商 品 名	まるせい 耐震ローン（保証付）
ご利用いただける方	<p>ご利用いただける方は、次のすべての条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none">① 当金庫の営業地区内に居住または勤務する個人で当金庫の会員または会員となる資格を有する方② 日本国籍を有する方、または永住することを許可されている方③ 個人信用情報機関に事故登録されていない方④ 各保証会社の保証を受けられる方 <p>※加入条件については利用する保証会社の定めによります</p> <ul style="list-style-type: none">⑤ 反社会的勢力に該当しない方
融資対象となる住宅 およびお使用みち	<p>融資対象となる住宅およびお使用みちは、次の①②の通りとします</p> <ul style="list-style-type: none">①融資対象となる住宅は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築基準法）の住宅とする。（旧耐震基準で建設され昭和56年6月1日以降に増改築された物件も対象となります）<ul style="list-style-type: none">イ. 旧耐震基準で建設された木造・非木造住宅で「耐震診断補強相談士等の診断」の耐震評点1.0未満で耐震補強工事後の耐震評点が1.0以上となる工事資金ロ. 旧耐震基準で建設された木造・非木造住宅で、密集市街地および避難上重要な道路に面する住宅（耐震評点0.7未満）の建替え資金ハ. 旧耐震基準で建設された木造・非木造住宅で、倒壊の危険性があるもの（耐震評点1.0未満）の建替え資金 <p>※対象物件であるかどうかの確認は、建築確認申請書の受付日および建築確認通知書の日付により確認する。</p> <p>※建築確認書等の確認資料が紛失等により無い場合は、建物の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）により確認できる保存登記日付が「昭和56年12月31日まで」の建物も融資対象物件とする。</p> <ul style="list-style-type: none">②新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法）によるものでも、耐震診断補強相談士等による各市町村の定める診断の結果が耐震評点1.0未満となった場合に限り融資対象物件とする。<ul style="list-style-type: none">イ. 新耐震基準で建設された木造・非木造で耐震補強工事後の耐震評点が1.0以上となる工事資金 <p>（注）①②とも、確認資料として耐震診断補強相談士の発行する耐震診断結果報告書を徴求する。</p>

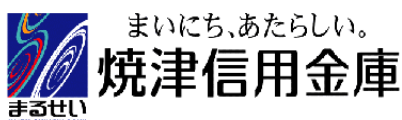
（耐震ローン 1/4）

耐震ローン

平成30年 7月25日現在

商品名	まるせい 耐震ローン(保証付)
ご融資金額 および ご融資期間	<p>ご融資金額およびご融資期間は、資金用途別に次の通りとします</p> <p>① 融資対象となる住宅およびお使いみちが①ーイ、②ーイ(耐震補強工事)」の場合 10万円以上1,000万円以内(1万円単位)、3か月以上15年以内</p> <p>② 融資対象となる住宅およびお使いみちが①ーロ、ハ(建替え工事)」の場合 10万円以上8,000万円以内(1万円単位)、1年以上35年以内</p> <p>(注)利用する保証会社により異なります</p>
ご融資金利 ①適用金利 ②優遇金利	<p>① 当初、固定金利選択型で固定金利特約期間5年となります</p> <p>② 当初5年間の金利 年1.000%(保証料は別途)</p> <p>(注)固定金利特約期間中は、「他の固定金利特約期間への変更」および「他の返済方法への変更」はできません</p> <p>(注)固定金利特約期間終了後は、その時点の基準金利の変動金利型となります</p> <p>また、固定金利特約期間終了後、再度固定金利特約期間を選択することもできますが、この場合適用される金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります</p> <p>優遇金利のお取扱は、当初借入期間(5年間)終了後となります。</p> <p>① 固定金利特約期間終了後、「変動金利型(キャップ付)」「固定金利型」を選択し、以下の要件に該当される場合は、「合計0.4%を限度」に優遇金利が適用されます</p> <p>イ.「まるせい住まいのローン工事協力店」ご利用の方……0.2%</p> <p>ロ. 当金庫に「給与振込(50%以上)」 または「公的年金(ご本人分)振込の指定」がある方……0.2%</p> <p>ハ. a「藤枝四季の匠認定」 b「TOUKAIー0型」 c「しずおか木の家型」 d「住宅性能表示型」 e「長期優良住宅型)」 f.「リフォーム型」に該当する方 ……「a. ~f.」の1項目該当で0.1%、最大0.3%</p> <p>(注)「特別金利」をご利用の場合には、優遇金利は適用されません</p> <p>② 固定金利特約期間終了後、「変動金利型(キャップ無)」または「固定金利選択型」を選択された場合は、その時点の基準金利から1.2%金利優遇いたします</p> <p>(注)この場合、上記①の優遇金利(最大0.4%)は、適用されません</p>
ご返済方法	<p>①元利均等毎月返済</p> <p>②元金均等毎月返済</p> <p>③いずれも元金の50%までボーナス併用返済ができます</p>
ご返済日	<p>・ご利用される保証会社の基準となります</p>

(耐震ローン 2/4)



耐震ローン

平成30年 7月25日現在

商 品 名	まるせい 耐震ローン(保証付)
-------	-----------------

手 数 料 等	<p>【住宅ローンの返済条件変更に係る手数料(リフォームローンを含む)】</p> <p>返済条件を変更すると手数料がかかります</p> <p>詳しくは、当金庫ホームページ「手数料のご案内」をご覧ください</p> <p>〈融資実行日が平成28年9月30日以前の場合〉 (消費税込)</p>		
	種 類	手 数 料	
	住宅ローン残高を 全額繰上げ返済	ローン借入後3年以内	3,240円
		ローン借入後3年超～5年以内	2,160円
		ローン借入後5年超～7年以内	1,080円
		ローン借入後7年超	無 料
	住宅ローン残高の 一部を繰上げ返済	毎月の返済額を変更しないで借入期間を短縮	3,240円
		毎月の返済額を変更して借入期間を変更しない	5,400円
	上記以外で返済条件 を変更	ボーナス返済の返済月(増額返済月)を変更	5,400円
		毎月の返済額および借入期間を変更	5,400円
毎月返済額とボーナス月返済額の比率を変更		5,400円	
その他返済条件を変更(※金利引下げを含む)		5,400円	
<p>〈融資実行日が平成28年10月1日以降の場合〉 (消費税込)</p>			
種 類	手 数 料		
住宅ローン残高を 全額繰上げ返済	残高1,000万円未満の全額繰上げ返済	5,400円	
	残高1,000万円以上の全額繰上げ返済	54,000円	
住宅ローン残高の 一部を繰上げ返済	毎月の返済額を変更しないで借入期間を短縮	5,400円	
	毎月の返済額を変更して借入期間を変更しない	10,800円	
上記以外で 返済条件を変更	ボーナス返済の返済月(増額返済月)を変更	10,800円	
	毎月の返済額および借入期間を変更	10,800円	
	毎月返済額とボーナス月返済額の比率を変更	10,800円	
	その他返済条件を変更(※金利引下げを含む)	5,400円	
<p>【事手数料】 (消費税込)</p>			
項 目	手 数 料		
不動産担保設定手数料	21,600円		
<p>※追加担保設定の場合で、土地・建物同時計画等による出来上り担保は除きます</p> <p>※手数料は金融情勢の変化等により、変更させていただく場合があります</p> <p>※利用される保証会社により事務手数料が必要となります</p> <p>〈事務手数料 例〉 54,000円(消費税込 全国保証(株)の場合)</p>			

(耐震ローン 3/4)



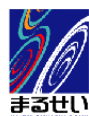
まいにち、あたらしい。
焼津信用金庫

耐震ローン

平成30年 7月25日現在

商品名	まるせい 耐震ローン(保証付)
保証人	・提携保証会社が保証しますので必要ありません ただし、保証会社が保証人を求める場合があります 尚、所得合算者および融資対象物件所有者(共有者を含む)は、保証人となっていただきます
担保	・有担保または無担保のいずれかを選択していただきます ・有担保の場合は、原則として融資対象物件(土地・建物)に第一順位の抵当権を設定させていただきます
保証料	・提携保証会社に対して、当初融資額と融資期間に応じた保証料を融資実行時にお支払いいただきます ※ 利用する保証会社により保証料は異なります ＜保証料 例＞ ① 元利均等払保証料: 18,600円(100万円・20年保証) ② 元金均等払保証料: 14,900円(100万円・20年保証) (一般社団法人しんきん保証基金の場合)
団体信用生命保険 債務返済支援保険	・団体信用生命保険および三大疾病保障特約付団信または信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険または団体信用就業不能保障保険・三大疾病保障特約付団体信用生命保険の4種類いずれかが加入条件となります 尚、ローンの種類によっては加入条件ではなく、任意加入のとなるものもあります(詳しくは、金庫窓口等にお問い合わせ下さい) ・債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」および債務返済支援保険「しんきんグッドサポート 8大疾病補償プラン」のどちらかへ任意で加入することができます
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・諸条件によりお申し出に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください ・ご返済額の試算等につきましては当金庫の本支店までお問合せください なお、金庫ホームページでもご試算いただけます ・現在の金利につきましては当金庫ホームページをご覧になるか当金庫の本支店までお問合せください

(耐震ローン 4/4)



まいにち、あたらしい。
焼津信用金庫

住-19